北関東防衛局達第29号

改正 平成20年 4月28日北関東防衛局達第15号 平成23年 4月 1日北関東防衛局達第17号 平成27年10月 1日北関東防衛局達第 7号

北関東防衛局さわやか行政サービス推進委員会の設置に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北関東防衛局長 德地 秀士

北関東防衛局さわやか行政サービス推進委員会の設置に関する達

(目的)

第1条 「防衛省さわやか行政サービス推進委員会」等の設置について(通達)(防官文第8305号。19.8.30)に基づき、北関東防衛局さわやか行政サービス推進委員会(以下「委員会」という。)を設置し、北関東防衛局における窓口行政を中心とする行政サービス業務等の自主点検を行い、かつ、改善計画を策定し、その実施を推進するとともに、事務の改善を図ることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査、審議を行う。
  - (1) さわやか行政サービス運動(昭和63年1月26日閣議決定)及び事務の改善に関すること。
  - (2) 行政サービス向上及び事務の改善について、北関東防衛局長(以下「局長」という。)が、諮問した事項に関すること。

(委員会の構成)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務課長をもって充てる。
- 4 委員は、会計課長、地方調整課長、調達計画課長、業務課長及び装備企画課長をもって充てる。

(運営)

- 第4条 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、会務を掌理する。
- 2 副委員長は、委員等を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。 (関係職員の出席)
- 第5条 委員会は、議題に関係のある職員の出席を求め、意見を述べさせるとともに、資料の提出を要請することができる。

(措置)

- 第6条 委員長は、委員会で調査、審議した結果、その措置について関係の部課長等に対 し通知を行うものとする。
- 2 関係の部課長は、前項の通知を受けたときは、速やかに所要の措置を行い、その結果を委員長に報告するものとする。

(報告)

- 第7条 委員長は、前条第2項の報告を受けたときは、局長に報告するものとする。 (地方防衛事務所及び出張所における地方委員会等)
- 第8条 地方防衛事務所及び出張所における地方委員会の設置は、必要に応じ地方防衛事 務所長及び出張所長がこの達の趣旨に沿って定めるものとする。
- 2 前項の規定により、地方防衛事務所長及び出張所長が地方委員会を設置したときは、 局長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成20年4月28日北関東防衛局達第15号)

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則(平成23年4月1日北関東防衛局達第17号)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日北関東防衛局達第7号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。